

令和5年度 事業計画

児童養護施設 さくらこども学園 (定員 42名)	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ① 公益的事業の積極的取組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの権利を擁護し安全で安心な生活の場を提供する ② 養育の質を高め、発達と自立を支援する ③ 専門性を発揮できる人材の育成 ④ 家庭や地域の子育てを支援する
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 第4期経営5か年計画(最終年度)の評価・まとめ及び第5期経営5か年計画の策定 ② サービスの質の向上への取組み ③ 人権侵害防止への取組み ④ 安全で安心な生活環境の構築 ⑤ 養育・自立支援機能の充実 ⑥ 人材育成の積極的展開 ⑦ 食育の推進 ⑧ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る ⑨ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化 ⑩ 地域子育て支援の展開 ⑪ 保健・衛生・健康管理及び感染症対策の強化 ⑫ 心理的支援の充実
総括	<p>本年度は、安定した事業運営を行い、幼児期からの愛着形成、また児童一人一人の発達、成長、自立に繋がるよう、計画性、一貫性・連続性のある質の高いサービスの構築を行う。</p> <p>児童の権利擁護については、児童に関するあらゆる人権侵害を防止し安心安全な生活を構築するとともに、職員からの適切な関わりを基盤とし児童との信頼関係を構築する。</p> <p>人材養成については、職員一人ひとりへの支援、育成機能を充実させることで職員の専門性の向上を目指す。また職員の意見、悩み等把握し必要に応じて対応、改善していくことで、職員のメンタルケアを行い働きやすい職場環境を構築し、職員が安心して勤務できる環境づくりを行う。</p>
新たな取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権侵害待防止への取組み <ul style="list-style-type: none"> ① 人権侵害の予防 児童に対する身体接触や言動等に関する禁止事項を明確にし徹底する。また職員を対象に人権侵害等に関する研修を定期的実施する。 ② 人権侵害の早期発見 職員による人権侵害等について実態把握するために、全児童に対して施設長による面談を定期的実施する。また職員を対象とした相談窓口を定め随時相談できる体制を作る。 ③ 人権侵害の早期対応 人権侵害に該当する事案の発生が確認された場合、速やかに法人、関係機関等に報告し、対応方針について確認し、実行する。 ④ 施設内虐待の再発防止 人権侵害が発生した要因について職員間で検証し、改善を図り再発防止に繋げる。また、職員による児童への関わり方について定期的に事例検討を行い、適切な児童との関わり方について全職員で共有する。 ・ 人材育成の積極的展開 <ul style="list-style-type: none"> ① 記録の充実と活用 スーパーバイザーによる継続的な指導をいただくことで、適切な支援記録を書く力を身に付け、記録の整理、活用、情報共有、支援方針の検証、改善策、個別対応の質の向上を図る。
目標平均稼働率	90.0%
目標ショートステイ利用日数	30日

令和5年度

事業計画書

児童養護施設 さくらこども学園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 子どもの権利を擁護し安全で安心な生活の場を提供する
- ② 養育の質を高め、発達と自立を支援する
- ③ 専門性を発揮できる人材の育成
- ④ 家庭や地域の子育てを支援する

《重点項目》

- ① 第4期経営5か年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第5期経営5か年計画の策定
- ② サービスの質の向上への取組み
- ③ 人権侵害防止への取組み
- ④ 安全で安心な生活環境の構築
- ⑤ 養育・自立支援機能の充実
- ⑥ 人材育成の積極的展開
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
- ⑨ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- ⑩ 地域子育て支援の展開
- ⑪ 保健・衛生・健康管理及び感染症対策の強化
- ⑫ 心理的支援の充実

1 第4期経営5か年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第5期経営5か年計画の策定

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第4期経営5か年計画を積極的に推進してきたが、本年度は最終年度にあたり、その5か年計画の評価・まとめを行う。

また、経営計画策定委員会を設置し、第5期経営5か年計画を策定する。

2 サービスの質の向上への取組み

- 1) 法令遵守のもと常に適切なサービスの提供に努める。
- 2) 児童養護施設運営指針に則り、児童の生活支援、家族への支援、自立支援、権利擁護、安全対策などの強化を図る。
- 3) こどもの権利擁護に対する職員の意識向上を図り、入所児童に対する人権侵害を防止するために、職員の支援状況の確認を随時行い、養育サービスを受ける児童の立場から、良質、且つ、適正な養育サービスを提供しているかを検証する。

3 人権侵害待防止への取組み

職員による児童への施設内虐待、不適切な関わりの防止、またあらゆる人権侵害の早期発見早期対応を行うための仕組みを以下の項目により構築することで、入所児童と職員の信頼関係のもと、安全安心な生活の場としての施設作りを行う。

1) 人権侵害の予防

- ① 職員による児童との関わりにおいて、児童に対する身体接触や言動等に関する禁止事項を明確にし、徹底する。
- ② 職員を対象に施設内虐待、不適切な関わり、人権侵害等に関する研修を定期的実施する。

2) 人権侵害の早期発見

- ① 職員による人権侵害、施設内虐待、不適切な関わり等について実態把握するために、全児童に対して施設長による面談を定期的（年6回）に実施する。
- ② 職員を対象とした相談窓口を定め、児童への支援、業務、職員関係等、随時相談できる体制を作る。

3) 人権侵害の早期対応

- ① 職員による施設内虐待、不適切な関わり等、人権侵害に該当する可能性がある事案が発生した場合、速やかに施設長に報告し、事実確認、児童の安全確保、法人、関係機関等への報告等適切な対応を行う。
- ② 発生した事案については随時全職員に状況説明を行い、支援方法、対応方法等について周知徹底する。
- ③ 人権侵害に該当する事案の発生が確認された場合、速やかに法人、関係機関等に報告し、対応方針について確

認し、実行する。

4) 施設内虐待の再発防止

- ① 人権侵害が発生した要因について職員間で検証し、改善を図り再発防止に繋げる。
- ② 職員による児童への関わり方について定期的に事例検討を行い、適切な児童との関わり方について全職員で共有する。

4 安全で安心な生活環境の構築

1) 子どもの権利擁護の取組み

入所理由の多くが、被虐待児及び発達面、情緒面に課題を抱えており、職員はトラブルや問題行動に苦慮している。職員は児童に寄り添い、日々適切な対応に努めると同時に以下の項目を取り組み、正しい権利意識を構築する。

- ① 「施設内虐待の防止」を中心とした『子どもの権利条約』、『児童虐待防止法』、『児童福祉法（施設内虐待防止）』、『こどもに関する条例（青少年愛護条例）』について周知徹底する。
- ② 兵庫県児童課発行『あなたの未来をひらくノート（こどもの権利ノート）』に関して職員研修を行い、入所児童が施設生活を送る上で守られるべき権利について周知徹底する。
- ③ 児童に兵庫県児童課発行『あなたの未来をひらくノート』を配布し、全ての児童があらゆる人権侵害から守られることを説明し、児童自身も心と身体・命の大切さを理解し、他者や自己を思いやる心を育む。
- ④ 児童の年代別に応じて人権学習を行い、自分の権利と他者の権利について学び、正しい権利意識を培える環境へと繋げていく。

2) 児童間暴力等への取組み

「児童間、児童・職員間の暴力（性暴力を含む）」の予防・再発防止のための仕組みを以下の項目により構築することで、暴力問題等については必ず職員が対応し、解決する姿勢を見せることにより、児童に「守られている」という実感を持たせる。

- ① 全児童に定期的（月 1 回）にシートを活用し、聞き取りを行う。聞き取りを行う際は職員を 2 名配置することで、聞き取った内容について客観性を確保し、適切に対応できる体制を作る。
- ② 聞き取りで、暴力問題、その他の重大な問題が発覚した場合、また突発的な暴力問題については、暴力問題への緊急対応マニュアルに沿って対応する。
- ③ 棟会議・職員会議にて、「全職員への状況報告」、「支援方法・対応方法の統一」、「防止策の検討」を周知徹底する。また、暴力問題等が発生した要因について検証し再発防止に繋げるとともに、必要に応じて権利擁護委員会で検討し、保護者、こども家庭センターと対応の連携を図る。
- ④ 暴力問題を起こした児童については一定期間（毎日・一週間・一か月）個々に応じた振り返りシートを活用し、職員との振り返りを実施する。振り返りを行う職員については児童の年齢、性別、特性、児童との関係性等を考慮した上で 2 名体制にて行うことで、落ち着いて話し合える環境を確保し、振り返り中の児童のパニックや暴力の再発を防止するとともに、暴力によらない解決方法やコミュニケーションスキルを学ぶことで、保護者、こども家庭センター等関係機関と連携し、総合的な支援によって児童の課題の改善を図る。
- ⑤ 施設内虐待・暴力等への問題に対応したことを児童に説明し、施設内における暴力対応が適切に行われていることを周知する。

3) 児童の意見表明の推進

- ① 自治会（話そう会）の仕組みにより、児童の意見や想いを正しい方法で表出できるようにし、適正な対応を定着させる。
- ② 意見箱を積極的に活用し、匿名性に配慮した意見の聴取を行い、児童間だけでなく職員から児童への関わりについてもより細やかに配慮した権利擁護を行う。

5 養育・自立支援機能の充実

基本理念の権利擁護及び発達支援・自立支援に向けた養育の充実のために、衣・食・住を軸とする暮らしの場と職員との一日の流れの中で、「自分が大切にされている」と感じられる養育環境を構築することを目的として、以下の項目により養育環境と自立支援機能の充実により、養育と業務内容の一貫性と連続性を図る。

1) 養育機能の充実

- ① 各ユニットにおいて、大人との信頼関係を育む養育環境を確立させる。
- ② 幼児棟における保育・養育体制を確立する。
幼児一人一人に対して愛情を持った養育を行い、職員による一貫性、継続性のある支援のもとで愛着形成を行うとともに、個々の特性に応じた支援を行うことで、成長・発達に繋がる生活環境を作る。
- ③ 保育計画に基づき保育を展開する。
未就園児の日中保育については保育計画に基づき運動遊び、わらべ歌遊び、音楽遊び、絵画、制作などを行う。就学前の年長児は、ワーク等を活用し、文字や数字、鉛筆の正しい持ち方などの就学までの習得を目指す。
- ④ 生活環境の変化に対応した支援体制の構築
幼児の小学校入学に伴い幼児棟から男子棟・女子棟に移動する児童については、幼児棟における支援を総括し、新たな自立支援計画を作成することで、児童の生活環境の変化に対応した一貫性、連続性のある支援を行う。
- ⑤ 障害等がある児童の養育体制の構築
障害、疾病、発達遅滞等、特別な支援を要する児童については、看護員、心理判定員を中心とした養育体制を構築し、児童の特性や課題に応じた専門的な支援を行う。

2) 自立支援機能の充実

児童に生活支援、学習支援、職業支援及び家庭環境の調整を行いつつ、養育の実践と研修・研究を並列的に進めていくことで、以下の項目により支援機能の充実に努める。

- ① 自立支援計画書の策定

年 2 回進路希望調査を行い児童の将来を見据えた長期支援目標を作成し、アセスメントシートの作成を通じて児童の現状と課題を整理し、生活支援、心理的支援、保健、医療的支援、食育等、各専門職員による支援を総合し、児童の気持ちと保護者の思い及び関係機関の意見を反映した年間支援計画書を策定する。また、毎月の進捗状況の確認、年 3 回の再評価を行いながら計画性をもった支援を行う。

② 個別ケアの充実

個別の自立支援計画を実践し、定期的にケースカンファレンスを開催することで、児童の課題や状況に応じて支援方針の改善が行えるよう、被虐待児個別対応職員、心理判定員、看護員、栄養士及び家庭支援専門相談員が担当職員とともに、個々の発達に応じた支援を行う。

③ 地域・関係機関との連携

- ・ こども家庭センター、医療機関、学校等関係機関との連携を強化し支援の充実を図る。
- ・ 地域の子ども会やスポーツ団体等へも積極的に参加し、また、各団体の係り、役職等にも就くことで、より主体的に地域活動に参加できる環境を作り、児童への個々の発達と自立に向けた支援の連携を増進する。
- ・ 地域清掃活動、福祉施設等でのボランティア活動等を通じて児童が感謝、達成感、充実感等を実感できる経験を重ねることで、社会貢献の精神を養う。

④ 家族支援の促進

家庭支援のガイドラインを活用し、家族再統合や児童の自立に関する理解を深め、入所前から退所後まで一貫された支援が行えるよう、統一された支援の構築を目指す。また、こども家庭センターとの協議を実施し、協働した支援を行う中で家族支援の質を向上していく。

⑤ 小規模グループケアの充実

男子棟 2 階、女子棟 2 階の小規模グループケアにおいて、少人数の家庭的な雰囲気大切にしながら、落ち着いた環境の中で心身の安定を図り、特に細やかな支援を要する児童や、自立に向けて様々な経験が必要な児童への生活支援を行う。

6 人材育成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知徹底

在職職員及び新規採用職員に対し、計画的・継続的に基本理念の周知徹底を図ることで、事業運営が法人理念に基づき、事業が展開、実現することの必要性を認識させる。入所児童に対して理念に添った生活支援ができているかを随時検証し、業務における意識、価値観や優先順位を常に基本理念を基準に判断することで、職員間の意識の統一、意欲向上に繋げる。

2) 新任職員指導

チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく業務が習得できるように取り組む。また、新任職員とチューターとの関係性、指導状況を随時把握し、相互に良好な関係のもと成長できるよう、施設長はじめ幹部職員が随時確認し必要に応じて積極的にバックアップを行う。

3) 施設内研修

施設内研修については、各委員会や専門職と連携を図りながら年間を通じた研修計画を立て、こどもの権利擁護、児童の権利侵害防止を中心に学び、安心安全な生活空間で職員が一貫性、継続性のある支援を行うことで、生活支援の統一とチーム力の向上を図ることを目的に実施する。

4) 記録の充実と活用

スーパーバイザーによる継続的な指導をいただくことで、適切な支援記録を書く力を身に付け、記録の整理、活用、情報共有、支援方針の検証、改善策、個別対応の質の向上を図る。

5) 施設外研修

経験年数や個別の課題に応じた施設外の研修にも積極的に参加し、専門知識、技術の向上を図る。なお、定期的に研修報告会を行い、知識の共有や支援の向上に努める。また、研修や勉強会後にアンケート調査を行い、職員への定着度を測ることで研修内容が確実に自施設へのサービスに反映できるように取り組む。

6) 職員実地指導（O J T）機能の充実

全職員が対人援助業務において根拠に基づいた支援を行うために、O J Tが適切に行われる仕組みを構築し、管理職による現場における実地指導（O J T）を徹底する。

7) 人事考課制度の効果的運用

法人基本理念を柱に、職員一人一人の課題に即した目標設定をすることで業務の自己評価及び評価者との面接により、自己分析、目的意識の明確化を図り意欲的に目標達成できるための手段・方法を支援する。

8) 委員会活動

従事職員一人一人が事業参画し、事業運営の分担を行い、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことによって、業務の改善及び支援内容へ反映させ、施設の活性化を図るため委員会活動を設ける。

9) 実習内容の充実

養成校からの保育士・社会福祉士実習を積極的に受け入れ、実習生の社会的養護への興味関心を高め、人材養成に繋げることを目的に、養成校との連携のもと実習内容の充実を図る。

10) 職場環境の充実

職員が見通し持てる勤務を組み業務の効率化を図ることで突発的な勤務変更、超過勤務労働を軽減し、職場環境の充実を図る。また職員が安心して意見を言える場を作り改善を図っていくことで職員が安心して勤務できる体制づくりを行う。

7 食育の推進

児童の育ってきた環境を理解し、より家庭的な食卓の雰囲気づくりに取り組み、発達能力に応じた食習慣を身につけ、

豊かな心を育み、安定した食生活を体験する場を設ける。また、食中毒防止に留意し保健衛生の強化推進を図る。

1) 家庭的な食育の推進

- ① 適切な時間で食事を提供することにより、適切な生活リズムを作る。
- ② 定期的な嗜好調査・日々の食事アンケートや残食調査を実施することで児童の嗜好を把握し、栄養バランス、食材選び、調理方法の工夫、改善について食事委員会で随時検証し献立に反映させることで、より児童の好みと成長、発達に適した食事を提供する。
- ③ 正しい食習慣、マナーを身に付けるため職員・児童対象にした学びの場を作る。
- ④ 食生活に関する自立を目的とし、予算管理・献立作り・食材の選別・購入・調理等を児童自身が経験でき、自立訓練等を通して身につけられるように支援する。
- ⑤ 各ユニットでの食事に加え、全児童での会食を定期的に行い、普段食事をともにする機会のない児童、兄弟姉妹との触れ合いの場を多く作るとともに、メニューや食事形態を工夫することで、日常の食事とは異なる賑やかで楽しい雰囲気を作り、大勢での食事の楽しさを体感する。また食を通して季節ごとの行事を行うと共に、全児童を対象に「調理の過程」「食材選び」「配膳・盛り付けの仕方」「きれいな食べ方」等ユニット間共同の一貫した食育を行うことで、施設での食育に対する職員間の理解を深め、児童により良い食事の場を提供する。多人数での食事における感染症対策については、施設内、地域の感染状況を最大限考慮した上で実施を検討するとともに、児童、職員の健康チェック、消毒の徹底、屋外での開催等、感染リスクを軽減した形で行う。

2) 季節感を出した児童参加型の行事

郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、生活支援の一環として現場職員が主体となり、日本や地域の食文化を伝える。

行		事	
4月	花見	10月	秋祭り・ハロウィン
5月	端午の節句・母の日	11月	収穫祭・焼き芋
6月	父の日	12月	冬至・クリスマス・餅つき
7月	七夕 土用の丑の日	1月	おせち料理・七草・備蓄食（震災の日）
8月	野外活動、お盆行事	2月	節分
9月	お月見、お彼岸（おはぎ）	3月	卒園・卒園お祝いの会・ひな祭り・備蓄食（震災の日）

3) 野菜づくり

畑を利用し、自然と関わりながら大根、じゃがいも、トマト等の野菜を作る過程を通して、自然に感謝しともに食すること、食べることを体験し、食が大切であると感じることのできる心を育てる。

4) 安心・安全な食事の提供

児童の健康状態に配慮し、安心・安全な食事を提供するために、マニュアルを整備する。また、手洗い・消毒等により感染症予防を徹底し、状況に応じて集団での食事の回避、食事時間の変更等、臨機応変に対応する。

- ① 食中毒予防を含む感染症予防マニュアルの徹底
- ② 感染症予防、衛生管理を目的とした業務手順書の徹底
- ③ ユニットにおける消毒、換気等感染症予防、衛生管理の手順書の徹底
- ④ 食事中における黙食、アクリルボード等を利用した飛沫感染予防の徹底
- ⑤ 食物アレルギー、刻み食等配慮を必要とする児童に応じたマニュアルの改定と徹底

8 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用者等からの相談・苦情に対して施設内に苦情受付窓口担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて原因の究明と改善対策の検討を迅速に行うとともに、苦情解決部会が中心となって再発防止に努め、支援の改善と全職員への周知徹底を図る。

9 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

児童の生命の安全を守るために万全を期すとともに、安全確保のための防災・防火対策を強化する。また、職員一人一人の防災・防火意識の高揚と火災・災害（地震・津波）を想定した消防・避難救出訓練を計画・実践し、危機管理と避難救援体制を確立するとともに、初期消火、避難誘導の初期対応能力の強化を図り、全児童、職員が安全に避難できる体制を構築する。

特に、職員が最も手薄になる夜間の宿直時間帯に火災・災害を想定した訓練を定期的に行うことで、夜間帯の職員が少人数体制でも適切な対応が実践できるようにする。

また、台風、豪雨、津波等、様々な風水害を想定し、児童の安全と必要最低限の生活を確保するための指定緊急避難場所への移動及び垂直避難による避難後の生活に必要な備品等の持ち出し訓練を計画・実践する。

なお、施設の防犯、児童の生活の安全を守るためハザードマップを活用する。また、不審者対応及び防犯設備に関する訓練を行う。

実施月	年間訓練（研修）計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火・避難訓練（日勤帯想定） ・ 防災・防火マニュアル研修 ・ 消火器取扱い訓練
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災設備取扱い訓練 ・ 水害時対応訓練 ・ 消火・避難訓練（日勤帯想定）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火・避難訓練（日勤帯想定） ・ 不審者対応訓練 ・ 警察への非常通報訓練

7月	・ 消火・避難訓練（宿直帯想定）
8月	防火訓練 ・ 消防署見学（消火訓練、避難訓練、AED 体験など）
9月	・ 消火・避難訓練（宿直帯想定）
10月	・ 消火・避難訓練（日勤帯想定）
11月	・ 火災設備取扱い訓練 ・ 合同避難訓練 ・ 消火・避難訓練 ・ 相互支援ネットワーク実地訓練
12月	・ 消火・避難訓練（宿直帯想定）
1月	地震対応 ・ 消火・避難訓練（日勤帯想定） ・ 非常招集訓練 ・ 避難誘導訓練
2月	・ 消火・避難訓練（日勤帯想定）
3月	防災訓練、消火訓練 ・ 地震・津波を想定した避難誘導訓練を消防署と連携して行う

1 0 地域子育て支援の展開

1) 子育てサロン

居住する地域を拠点に、地域住民が子育てを楽しみ仲間作りの場を提供し、児童養護施設の専門性を活かし、家庭機能の充実に向けた支援と啓発を行う。また、開催については感染症予防を徹底し、地区の感染状況等を考慮し適宜実施する。

2) 里親開拓

赤穂市における里親登録者数の増加を目指し、里親啓発を行う。里親サロン、里親出前講座、里親研修会、こどもホームステイ事業等については感染症対策により実施困難な状況である場合は、関係機関と連携し啓発活動を行う。

3) ショートステイ事業

赤穂市、相生市、たつの市、太子町、宍粟市、加古川市、佐用町及び幼稚園、保育園、学校と連携を図り、地域ニーズを把握するとともに、必要に応じて緊急時における児童の一時預かりを行う。

1 1 保健・衛生・健康管理及び感染症対策の強化

日々の生活の中で、健康に関する異常の早期発見と治療が行えるよう、全職員が病気や感染症に対する知識と、状態観察が出来るよう研修を行い、児童及び全職員が健康の保持に努める。

1) 入所児童の衛生・健康管理

- ① 日常における健康状態の把握。（定期身体測定・健康診断、毎日の検温、排便管理等）
- ② 医療的支援を必要とする児童に対して随時病状と治療方針を把握し、病状に配慮した生活支援のもと適切な発育、発達を促せるよう、看護員を中心に医療と連携して適切な支援を行う。
- ③ 医療受診に関する連絡系統図を活用し、感染症対策における嘱託医による受診、検査、また急性・慢性疾患等に対する適切な対応を行うとともに、受診後の服薬管理等も徹底する。

2) 生活環境の整備

- ① 衣類、入浴、排泄、清掃等、清潔で整頓された生活環境を維持する。
- ② 生活設備の充実等、快適で過ごしやすい生活空間を構築する。
- ③ 遊具の安全確認、危険行為の防止等、事故、ケガ予防に努める。

3) 入所児童への性教育の実施

- ① 児童の生活に関わる様々な場面において、全ての職員が一人ひとりの児童を大切に思い愛情を伝えることで、児童自身が自分の心と体を大切にできるよう支援する。
- ② 年齢、性別、家庭での生活状況、児童の課題等に応じた性教育（個別学習）の実施。
- ③ 性教育マニュアルの見直し。
- ④ 生命の安全教育（文部科学省推奨）を活用した職員研修を行い、幼児から高校生まで各年代に応じて自分と自分以外の人を大切に思う心を養うことで性犯罪、性暴力への対策を強化する。

4) 感染症対策の強化

施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染症対策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症、または、食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。

① 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

- ・ 入所児童の健康状態を常に把握し、状況に応じて他児や職員、学校関係者等との接触について対応する。
- ・ 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いの他、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。
- ・ 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。
- ・ 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。

② 感染症対策の徹底

- ・ 衛生環境委員会を中心に感染症対策について随時検討し課題の整理感染症対策の方針・計画を定め実践する。
- ・ 児童の生活支援については、感染症対策の徹底により児童に過渡のストレスがかからないよう留意し、快適な生活空間の確保に努める。

- ・ 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
 - ・ 常に最新の情報を収集し、感染症対策の見直しを行う。
- ③ 感染症対発生時の対応
- ・ 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
 - ・ 感染所対策マニュアルに基づき感染症拡大防止のための対策を実施する。
 - ・ 感染症等の発生状況に応じて、嘱託医、兵庫県児童課、こども家庭センター、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）、等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。
- ④ 業務継続計画（BCP）に基づく訓練（シミュレーション）の実施
- ・ 研修及び訓練（シミュレーション）の実施
感染症発生時及び災害発生時の対応について、衛生環境委員会が中心となって、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する

1.2 心理的支援の充実

児童の被虐待体験や発達障害、発達の偏りなどから生じる課題に対し、心理的視点を持ったアセスメントを行い、心理療法や各関係機関との連携を通じた支援を行う。

1) 心理療法の実施

虐待によって心に傷を抱えた児童や、発達に偏りのある児童に対して、心理療法を行う。その中で表現される児童の内面に寄り添いながら、主体性の回復、適切な対人関係の取り方を獲得するための支援を行う。

① 対象児童の確認

児童の養育環境の情報や生活場面での観察、こども家庭センターにおける心理判定結果等を通して、心理療法の対象となる児童について検討・確認する。

② 計画の立案と実施

対象児童についてアセスメントを行い、方法（プレイセラピー・カウンセリング）、頻度（週1回・隔週1回）、時間、目的、内容について計画・実施する。

③ 評価

こども家庭センターの心理士、専門医等と連携して心理療法の内容・効果を評価し、実施計画の見直しを行う。また、必要に応じてこども家庭センターや医療機関とも共有する。

2) 関係機関との連携

子どもへの適切な支援の実施のため、施設、こども家庭センター、学校、医療機関での連携を行う。

① 児童の課題整理

生活場面での観察や児童担当職員からの聞き取りを通して児童の課題や問題行動について心理的視点を持ったアセスメントを行う。

② 発達検査の実施

全入所児童に対して計画的に発達検査を行い、入所児童の発達状況を把握する。

③ アセスメント内容を関係機関と共有

必要に応じて学校・医療機関、こども家庭センター、保護者等と検査結果アセスメント内容等を共有し、専門機関へつなぐ。

④ 専門的ケアの実施と評価

こども家庭センター、医療機関からの助言をもとに適切な支援を実施し評価を行う。また、実施内容と評価を関係機関で共有し、より良い支援へつなげていく。

1.3 行事予定

児童が楽しく行事やスポーツ活動、交流活動に主体的に参加し、達成感を味わい、協調性を身に着けるなどの経験を重ね、職員との信頼関係を構築することにより、児童の心身の発達を図るため、以下の施設行事・児童養護施設連絡協議会行事・地域交流行事を行う。

また、地域行事、学校行事、児童養護施設連絡協議会行事等については感染症対策により実施困難な状況にあるため、施設内行事の充実を図る。

実施月	施設行事	児童養護施設連絡協議会行事	地域交流行事
4月	入学お祝い会、花見		
5月	GW行事		塩屋小学校運動会
6月		卓球大会・サッカー大会	
7月	七夕まつり		
8月	桜谷福祉会盆踊り、お盆行事		新田たくみさん、新田西部盆踊り
9月	お月見団子作り、桜谷福祉会敬老会		赤穂西中学校体育祭
10月	ハロウィン		日吉神社秋祭り
11月	秋の味覚祭、オレンジリボンキャンペーン	僻地施設交流会	グランドゴルフ大会
12月	桜谷福祉会クリスマス会 やすらぎクリスマス会、園内クリスマス会		赤穂義士祭、こどもの館交流会
1月	初詣（年始行事）	みんなの文化祭	新田西部とんど焼き
2月	節分（豆まき）	ドッジボール大会	
3月	ひなまつり、卒業・卒園お祝い会		